

介護療養型医療施設 編

資料4 令和3年度制度改正の概要について

本資料は改定事項の概要であり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

- ・告示等：厚生労働省ホームページ「介護報酬」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis
ha/housyu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis
ha/housyu/index.html)

留意事項

- ① 今回の改正により、新設又は変更される下記の加算について、令和3年4月から算定をする場合は、事業者指導課へ令和3年4月15日までに**体制等届出の提出**が必要です。

体制等状況一覧表の名称	該当項目名
排せつ支援加算	要件に変更は無いが、体制等届出の提出に変更があったため必要
サービス提供体制強化加算	26 サービス提供体制強化加算の見直し
安全対策体制	28 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

- ② 下記の加算について、体制等届出の提出がない場合は、次のように加算区分が自動的に移行されます。

体制等状況一覧表の名称	現行	改定後
サービス提供体制強化加算	加算Ⅰイ	加算Ⅱ
	加算Ⅰロ・Ⅱ・Ⅲ	なし

- ③ 今回の改正により、下記の項目については、経過措置等までに実施されていない場合には**減算の対象**となります。

体制等状況一覧表の名称	該当項目名
移行計画の提出状況	20 介護療養型医療施設の円滑な移行
栄養ケア・マネジメントの実施の有無	24 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
安全管理体制	28 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

- ④ 今回の改正により、下記の項目については、経過措置までに実施する必要があります。

該当項目名	経過措置
1 感染症対策の強化	令和6年3月31日まで3年
2 業務継続に向けた取組の強化	令和6年3月31日まで3年

5	ハラスメント対策の強化	なし
10	高齢者虐待防止の推進	令和6年3月31日まで3年
17	認知症介護基礎研修の受講の義務づけ	令和6年3月31日まで3年
24	施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	令和6年3月31日まで3年

資料4の目次

1	感染症対策の強化	3
2	業務継続に向けた取組の強化	4
3	CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進	4
4	人員配置基準における両立支援への配慮	5
5	ハラスメント対策の強化	5
6	会議や多職種連携におけるICTの活用	6
7	利用者への説明・同意等に係る見直し	7
8	員数の記載や変更届出の明確化	8
9	運営規程等の掲示に係る見直し	8
10	高齢者虐待防止の推進	8
11	処遇改善加算の職場環境等要件の見直し	9
12	介護職員等特定処遇改善加算の見直し	9
13	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止	10
14	災害への地域と連携した対応の強化	11
15	認知症専門ケア加算等の見直し	11
16	認知症に係る取組の情報公表の推進	11
17	認知症介護基礎研修の受講の義務づけ	12
18	看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実	12
19	介護医療院等における看取りへの対応の充実	13
20	介護療養型医療施設の円滑な移行	13
21	緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実	14
22	リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進	15
23	施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	15
24	施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	16
25	多職種連携における管理栄養士の関与の強化	17
26	サービス提供体制強化加算の見直し	17
27	介護療養型医療施設の基本報酬の見直し	19
28	介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化	19
29	基準費用額の見直し	20
30	各サービスの基本報酬	20
31	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価	20

省略表記

【療養】・・・介護療養型医療施設

【短療・予短療】・・・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

1 感染症対策の強化

【療養・短療・予短療】

概要

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。

その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

参考

厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

- ・介護現場における感染対策の手引き など

基準

- ・介護療養基準 条例 第33条第2項第3号，（ユニット型：準用）
- ・居宅基準 条例 第146条第2項準用，（ユニット型：準用）
- ・予防基準 条例 第125条第2項準用，（ユニット型：準用）

《ポイント》

- ・現行に加えて、訓練を実施すること。
（短療・予短療については、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施が新設）
- ・令和6年3月31日まで3年の経過措置期間あり。
（介護療養型医療施設については、訓練のみ該当）

2 業務継続に向けた取組の強化

【療養・短療・予短療】

概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

基準

- ・介護療養基準 条例 第30条の2，（ユニット型：準用）
- ・居宅基準 条例 第32条の2準用，（ユニット型：準用）
- ・予防基準 条例 第55条の2の2準用，（ユニット型：準用）

《ポイント》

- ・すべての施設において、業務継続計画の策定、計画の周知、研修の開催、訓練及び定期的に計画の見直しを実施すること。
- ・令和6年3月31日まで3年の経過措置期間あり。

参考

厚生労働省が業務継続計画（BCP）の策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドライン等を作成

- ・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- ・自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- ・掲載場所：「事業者指導課ホームページ → 介護保険事業所トップページ → 申請・届出関係（共通）」内 <http://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028375.html>

3 CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

【療養・短療・予短療】

概要

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、以下の見直しを行う。

- ・介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス（居宅介護支援を除く）について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。

【省令改正】

※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる。

科学的介護情報システム

(Long-term care Information system For Evidence ; LIFE ライフ)

4 人員配置基準における両立支援への配慮

【療養・短療・予短療】

概要

介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。【通知改正】

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- ・人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

5 ハラスメント対策の強化

【療養・短療・予短療】

概要

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。【省令改正】

- ・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

参考

厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

基準

- ・介護療養基準 条例 第30条第4項, (ユニット型: 第54条第5項)
- ・居宅基準 条例 第110条第4項準用, (ユニット型: 第216条第5項)
- ・予防基準 条例 第142条の2第4項準用, (ユニット型: 第198条第5項)

「ポイント」

- ・方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

6 会議や多職種連携における ICT の活用

【療養・短療・予短療】

概要

運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。【省令改正、告示改正、通知改正】

- ・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- ・利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

参考

厚生労働省「厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン など

基準

○身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

- ・介護療養基準 条例 第18条第6項第1号, (ユニット型: 第49条第8項第1号)

○サービス担当者会議

- ・介護療養基準 条例 第19条第6項, (ユニット型: 準用)

○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

- ・介護療養基準 条例 第33条第2項第1号, (ユニット型: 準用)
- ・居宅基準 条例 第146条準用, (ユニット型: 準用)
- ・予防基準 条例 第125条準用, (ユニット型: 準用)

○事故発生の防止のための委員会

- ・介護療養基準 条例 第40条第1項第3号, (ユニット型: 準用)

○虐待の防止のための対策を検討する委員会

- ・介護療養基準 条例 第40条の2第1項第1号, (ユニット型: 準用)
- ・居宅基準 条例 第40条の2準用, (ユニット型: 準用)
- ・予防基準 条例 第55条の10の2準用, (ユニット型: 準用)

7 利用者への説明・同意等に係る見直し

【療養・短療・予短療】

概要

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。【省令改正、通知改正】

- ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
- イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

参考

厚生労働省「厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン など

基準

- ・介護療養基準 条例 第57条
- ・居宅基準 条例 第279条
- ・予防基準 条例 第270条

8 員数の記載や変更届出の明確化

【療養・短療・予短療】

概要

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。【通知改正】

9 運営規程等の掲示に係る見直し

【療養・短療・予短療】

概要

介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。【省令改正】

基準

- ・介護療養基準 条例 第35条第2項, (ユニット型: 準用)
- ・居宅基準 条例 第34条第2項準用, (ユニット型: 準用)
- ・予防基準 条例 第55条の4準用, (ユニット型: 準用)

10 高齢者虐待防止の推進

【療養・短療・予短療】

概要

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めることを義務づける。

その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

基準

- ・介護療養基準 条例 第4条第4項, (ユニット型: 第44条第3項)
- ・介護療養基準 条例 第40条の2, (ユニット型: 準用)
- ・居宅基準 条例 第3条第4項, (ユニット型を含む)
- ・居宅基準 条例 第40条の2準用, (ユニット型: 準用)
- ・予防基準 条例 第3条第4項, (ユニット型を含む)
- ・予防基準 条例 第55条の10の2準用, (ユニット型: 準用)

《ポイント》

- ・すべての施設において、委員会を開催、指針の整備、研修の開催及び虐待防止責任者の設置を実施すること。
- ・令和6年3月31日まで3年の経過措置期間あり。

1.1 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

【療養・短療・予短療】

概要

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- ① 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
 - ・職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - ・職員のキャリアアップに資する取組
 - ・両立支援、多様な働き方の推進に資する取組
 - ・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - ・生産性の向上につながる取組
 - ・仕事へのやりがい、働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ② 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

※ 介護保険最新情報 Vol. 935 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」をご確認ください。

・掲載場所： WAMNET > 介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

1.2 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

【療養・短療・予短療】

概要

介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上

で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】

①配分ルール

【療養・短療・予短療】

- ・平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
- ・「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

②介護福祉士の配置要件の緩和

【短療・予短療】

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）について、介護福祉士の配置要件を緩和する。

算定要件等

<現行>

サービス提供体制強化加算の最上位区分

<改定後>

以下のいずれかの基準を満たしていると届け出ていること

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）
- ・本体施設で特定処遇改善加算（Ⅰ）

体制等状況一覧表の項目に、「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」「あり、なし」という項目が追加される。令和3年4月15日までに新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。

※ 介護保険最新情報 Vol. 935 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」をご確認ください。

・掲載場所： WAMNET > 介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

1.3 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止

【療養・短療・予短療】

概要

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。

その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

14 災害への地域と連携した対応の強化

【療養・短療・予短療】

概要

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

基準

- ・介護療養基準 条例 第32条第4項, (ユニット型：準用)
- ・居宅基準 条例 第112条第4項準用, (ユニット型：準用)
- ・予防基準 条例 第124条の4第4項準用, (ユニット型：準用)

15 認知症専門ケア加算等の見直し

【療養・短療・予短療】

概要

認知症専門ケア加算の算定の要件の一つである、認知症ケアに関する専門研修（※1）を修了した者の配置について、認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※2）を加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】

なお、上記の専門研修については、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

※1 認知症ケアに関する専門研修

- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）： 認知症介護実践リーダー研修
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）： 認知症介護指導者養成研修

※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師

- ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

16 認知症に係る取組の情報公表の推進

【療養・短療・予短療】

概要

介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導を除く)を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることとする。【通知改正】

17 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

【療養・短療・予短療】

概要

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格（※）を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】

その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

（※）医療・福祉関係の資格とは

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

基準

- ・介護療養基準 条例 第31条第3項、（ユニット型：第53条第4項）
- ・居宅基準 条例 第110条第3項準用、（ユニット型：第216条第4項）
- ・予防基準 条例 第124条の2第3項準用、（ユニット型：第198条第4項）

《ポイント》

- ・医療、福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること
- ・令和6年3月31日まで3年の経過措置期間あり。
- ・新入職員の受講については、1年の猶予期間あり

18 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

【療養】

概要

看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬（介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プ

ロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】

施設系サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

参考

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>

19 介護療養型医療施設における看取りへの対応の充実

【療養・短療】

概要

看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、以下の見直しを行う。

- ・基本報酬の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
- ・サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

算定要件等

○施設サービス計画の作成に係る規定として、以下の内容等を通知に記載する。

- ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

20 介護療養型医療施設の円滑な移行

【療養】

概要

介護療養型医療施設について、令和5年度末の廃止期限までの円滑な移行等に向け、より早期の意思決定を促す観点から、事業者に、一定期間ごとに移行等に係る検討の状況について指定権者に報告を求め、期限までに報告されない場合には、次の期限までの間、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> ⇒ <改定後>
(新設) 移行計画未提出減算 10%/日 **減算**

算定要件等

次の要件を満たさない場合、基本報酬から所定単位数を減算。

- ・厚生労働省が示す様式を用いて、令和6年4月1日までの移行計画を半年ごとに許可権者に提出すること。

※ 最初の提出期限は令和3年9月30日とし、以後、半年後を次の提出期限とする（令和5年9月30日まで）。

※ 減算期間は、次の提出期限まで。

《ポイント》

- ・令和3年9月30日から令和5年9月30日まで、移行計画を半年ごとに報告すること。
- ・報告が無い場合は、次の提出期限まで **減算**となる。

2.1 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実

【 短療・予短療 】

概要

在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点から、短期入所療養介護の緊急短期入所受入加算について、短期入所生活介護における同加算と同様に、「7日以内」とされている受入日数の要件について、「7日以内を原則として、利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内」とする。【告示改正】

単位数

<現行> ⇒ <改定後>
・緊急短期入所受入加算 90 単位/日 ⇒ ・変更なし

算定要件等

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。

22 リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

【療養・短療・予短療】

概要

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

- ・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- ・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

23 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

【療養】

概要

施設系サービスにおいて口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、3年の経過措置期間を設け、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。【省令改正、告示改正】

口腔衛生管理加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>

- ・口腔衛生管理体制加算 30 単位/月
- ・口腔衛生管理加算 90 単位/月

<改定後>

- ・廃止
- ・口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90 単位/月
（現行の口腔衛生管理加算と同じ）
- ・口腔衛生管理加算（Ⅱ） 110 単位/月（新設）

基準

- ・「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。（3年の経過措置期間を設ける）
- ※ 「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
- ・介護療養基準 条例 第21条の3，（ユニット型：準用）

算定要件等

<口腔衛生管理加算（Ⅰ）>

- ・現行と同じ

<口腔衛生管理加算（Ⅱ）>

- ・加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

《ポイント》

- ・口腔衛生管理体制加算が廃止。
- ・全施設において、歯科医師等が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施すること。
- ・令和6年3月31日まで3年の経過措置期間あり。

2.4 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

【療養】

概要

介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直しを行う。【省令改正、告示改正】

単位数

<現行>

- ・栄養マネジメント加算
- ・（新設）
- ・経口維持加算 400 単位／月

<改定後>

- ⇒ ・廃止
- ⇒ ・栄養ケア・マネジメントの未実施14単位／日 **減算**
（3年の経過措置期間を設ける）
- ⇒ ・変更なし

基準

- ・（現行）栄養士を1以上配置→（改定後）栄養士又は管理栄養士を1以上配置。
- ・栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。3年の経過措置期間を設ける。
- ・介護療養基準 条例 第21条の2，（ユニット型：準用）

算定要件等

<経口維持加算>

- ・原則6月とする算定期間の要件を廃止する

《ポイント》

- ・栄養マネジメント加算が廃止。
- ・栄養管理について基準を満たさない場合は減算。令和6年3月31日まで3年の経過措置期間あり。

25 多職種連携における管理栄養士の関与の強化

【療養・短療】

概要

介護保険施設において多職種連携で行う取組について、管理栄養士の役割や関与を強化する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正、通知改正】

- ・看取り期における栄養ケアの充実を図る観点から、介護保険施設における看取りへの対応に係る加算（看取り介護加算、ターミナルケア加算）又は基本報酬の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。
- ・褥瘡の発生や改善は栄養と大きく関わることを踏まえ、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。

26 サービス提供体制強化加算の見直し

【療養・短療・予短療】

概要

サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

- ・介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」

- ・常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」
- ・勤続年数に係る要件は「利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める7年以上勤続職員の割合」

<加算Ⅰ：22単位/回（日）>（新たな最上位区分）

以下のいずれかに該当すること。

- ①介護福祉士80%以上
- ②勤続10年以上介護福祉士35%以上

上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。

※ サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すものとする。

（例）・LIFEを活用したPDCAサイクルの構築

- ・ICT・テクノロジーの活用
- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること

実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならない。

<加算Ⅱ：18単位/回（日）>（改正前の加算Ⅰイ相当）

- ・介護福祉士60%以上

<加算Ⅲ：6単位/回（日）>（改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当）

以下のいずれかに該当すること。

- ①介護福祉士50%以上
- ②常勤職員75%以上
- ③勤続7年以上30%以上

「ポイント」

- ・令和2年度の実績（R2.4～R3.2）を確認し、加算区分を変更して令和3年4月から算定する場合は、令和3年4月15日までに体制等届出を事業者指導課へ提出が必要。
- ・体制等届出の提出がない場合は、次のように加算区分が自動的に移行します。
（現行）加算Ⅰイ →（改正後）加算Ⅱ
（現行）加算Ⅰロ・Ⅱ・Ⅲ →（改正後）なし

27 介護療養型医療施設の基本報酬の見直し

概要

介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を除く）について、令和5年度末の廃止期限までに介護医療院への移行等を進める観点から、令和2年度診療報酬改定における医療療養病床に係る評価の見直しも踏まえ、基本報酬の見直しを行う。【告示改正】

28 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

【療養】

概要

介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、基準の見直し等を行う。【省令改正、告示改正、通知改正】

運営基準（省令）における、事故の発生又は再発を防止するために講じなければならない措置として、「措置を適切に実施するための担当者を置くこと」を追加。（6ヶ月の経過措置期間を設ける）

基準

- ・介護療養基準 条例 第40条, (ユニット型：準用)

単位数

<現行>

- ・（新設） ⇒

<改定後>

- ・安全管理体制未実施 **減算** 5 単位／日
（6ヶ月の経過措置期間を設ける）
- ・（新設） ⇒ ・安全対策体制加算 20 単位（入所時に1回）

算定要件等

<安全管理体制未実施減算>

運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合

<安全対策体制加算> 【体制等届出が必要】

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

※ 将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。

《ポイント》

- ・事故発生の防止のための指針を整備、改善策に従業者に周知徹底する体制を整備、事故発

生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の開催、適切に実施するための担当者
の設置を実施していない場合は**減算**。

- ・ 令和3年9月30日まで 6ヶ月の経過措置期間あり。
- ・ 安全対策体制加算を令和3年4月から算定する場合は、令和3年4月15日までに体制等届出を事業者指導課へ提出が必要。

29 基準費用額の見直し

【療養・短療・予短療】

概要

介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。【告示改正】

基準費用額（食費）（日額）※令和3年8月施行

<現行>

<改定後>

1, 392円/日 ⇒ 1, 445円/日（+53円）

30 各サービスの基本報酬

概要

各サービスにおいて、基本報酬の単位が変更になります。

31 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。